

(意見書案第 21 号)

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書

世界保健機関（WHO）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（パンデミック条約）を新しく制定する協議が、2021年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。2024年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び改正案では、「加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる」、「WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う」、「ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる」、以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 議員、有識者、その他国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

宛